

「人権」とは 「人間として正しいこと」

◆ 2015年11月26日(木)

● 午前11時10分～午後0時40分

場所／神戸三田キャンパス
Ⅱ号館201号教室

● 午後3時10分～午後4時40分

場所／西宮上ヶ原キャンパス
関西学院会館「風の間」

◆ 講師／浦 部 法 穂 氏

(神戸大学名誉教授、法学館憲法研究所顧問)

*本講演会では手話通訳/パソコンテイクによる情報保障を予定しています。
また、録音、録画を行い図書館資料として保存しますのでご活用下さい。



■講演内容

「人権」と聞くと、何か堅苦しい話に感じたり、ときには身構えてしまう人もいられるかもしれませんが。「人権」という言葉は、日本語としてももととあった言葉ではなく、翻訳語として作られた言葉です。英語でいえば“Human Rights”を、“Human”＝「人間」、「Right」＝「権利」と訳し、それをつなげて「人間の権利」つまり「人権」としたわけですね。では、“Human Rights”とはそもそもどのような意味なのでしょう。日本語の「権利」を表す英語の“right”(ドイツ語なら“Recht”フランス語なら“droit”)のもともとの意味は、「正しい、まっすぐな」というようなことです。ですから、「人権」すなわち“Human Rights”の本来の意味は「人間として正しいこと」という意味であり、人権を考えると、何が「人間として正しいこと」なのかを考えることにほかならないといえます。もっとも、何が「人間として正しいこと」なのかは、判断基準のとり方によって人それぞれ考え方の違いも出てくるでしょうから、「正しさ」についてのなんらかの共通の判断基準が人々に共有されている必要があります。近代的な「人権」という考え方は、それを「個人の尊重」という原理に求めました。そこで、今日は、「個人の尊重」ということを中心に、考えてみたいと思います。

■講師紹介

神戸大学名誉教授。法学館憲法研究所顧問。

【元職】神戸大学大学院法学研究科教授、神戸大学副学長、名古屋大学法科大学院教授
弁護士(大阪弁護士会)。

【主著】『違憲審査の基準』(勁草書房、1985)、『憲法改正』批判(共著)(労働旬報社、1994)、『注解法律学全集・憲法I、II、III、IV』(共著)(青林書院、1994、1997、1998、2004)、『入門憲法ゼミナール[改訂版]』(実務教育出版、1999)、『いま、憲法学を問う』(共編著)(日本評論社、2001)、『憲法学教室 全訂第2版』(日本評論社、2006)、『世界史の中の憲法』(共栄書房、2008)、『憲法時評2009～2011』(HuRP出版、2011)、『憲法の本[改訂版]』(共栄書房、2012)、『日本国憲法の真意』(共著)(日本評論社、2015)、『憲法学教室 全訂第3版』(日本評論社、2016刊行予定)など。

総合テーマ：

**Towards the Realization
of Human Rights**

— 人権保障の実現を目指して
(2015～2019年度)